



松野町地域福祉計画

第二期

(令和8年度～令和12年度)

愛媛県 松野町

令和8年3月

松野町地域福祉計画

～ 第2期計画：令和8年度～令和12年度～

ごあいさつ

近年、私たちの社会は、総人口の減少、少子高齢化、核家族化の進行、そして単身世帯や高齢者のみの世帯の増加といった大きな変化に直面しています。これに伴い、地域における住民同士のつながりや支え合う力が年々希薄化しており、ひきこもりの長期化・高齢化、生活困窮、子どもの貧困、介護と育児を同時に行う「ダブルケア問題」、高齢の親が独身無職の子どもの生活を支える「8050問題」、子どもが家族の世話を過度に行う「ヤングケアラー問題」など、複合的で複雑な福祉課題が顕在化・深刻化しています。

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人間関係の希薄化に伴う孤独・孤立の問題を一層浮き彫りにし、深刻化させました。このような状況下で、公的なサービスだけでは解決が難しい問題が増加しており、地域における住民相互の助け合いや支え合いの重要性がますます高まっています。

国は、従来の制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や多様な主体が「我が事」として課題に参画し、互いに支え合い、人と資源が「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現を強く推進しています。

本町においても、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし、地域で助け合い、支え合う地域づくりを目指し、第1期計画期間（令和3年度～令和7年度）の取り組みの成果と課題を踏まえ、このたび『松野町地域福祉計画』の第2期計画を策定いたしました。本計画は、地域における多様な生活課題に対応する各種支援を盛り込むとともに、認知症等に対する権利擁護の一環としての『松野町成年後見制度利用促進基本計画』や、犯罪を抑制し地域の安全性を高めていくための指針としての『松野町再犯防止推進計画』も包含し、地域共生社会の実現に向けた基盤整備をさらに進めてまいります。

今後は、町民の皆様をはじめ、各種団体等との連携をこれまで以上に強化し、「支え合い安心して暮らせる 笑顔あふれる 福祉のまち 森の国まつの」という基本理念のもと、本町の地域福祉のさらなる向上に結びつくよう取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月 松野町長

～ 目 次 ～

第1章	計画の策定に当たって	
1	計画策定の趣旨	1
2	地域福祉とは	1
3	地域福祉計画とは	2
4	地域福祉を取り巻く国や制度の動き	3
第2章	計画の概要	
1	計画の位置付け	7
2	計画の期間	7
3	基礎調査の結果等から読み取れる現状と課題	7
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	10
2	施策体系	10
第4章	施策の展開	
1	地域福祉を学び関心を高めよう！	12
2	住民主体の地域福祉活動を活発にしよう！	14
3	地域で交流の機会と場をつくろう！	16
4	地域活動やボランティア活動に参加しよう！	18
5	地域活動の担い手を育てよう！	20
6	悩みがあれば抱え込まずに相談しよう！	23
7	福祉サービス等を適切に利用しよう！	25
8	人権を大切にしよう！	28
9	人にやさしい地域共生のまちをつくろう！	32
第5章	計画の推進	
1	計画の推進体制	38
2	計画の進捗状況の管理・評価	39

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

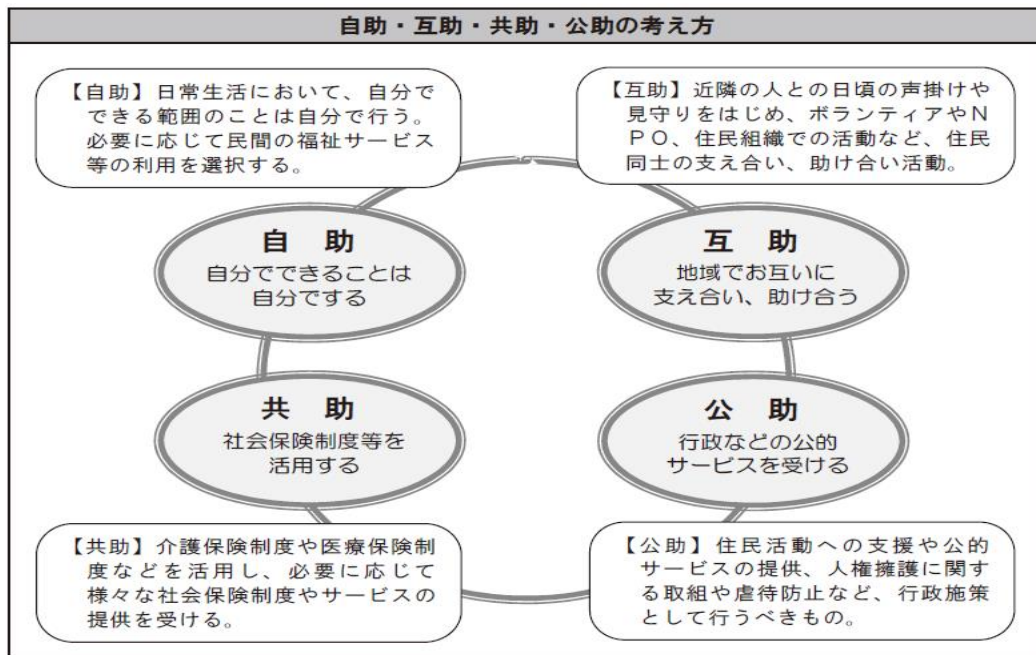
本計画は、近年進行する総人口の減少、少子高齢化、核家族化、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加といった社会情勢の変化を背景として策定されます。これらの変化は、地域における住民同士のつながり意識の希薄化や地域活動の担い手不足といった、地域社会の支え合う力の低下を招く懸念があります。

また、人々の生活課題は多様化、複雑化し、既存の福祉サービスだけでは対応が難しい新たな課題が顕在化しています。具体的には、高齢の親が高齢の子を介護する「老老介護問題」、高齢の親が独身無職の子どもの生活を支える「8050問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア問題」、子どもが家族の介護や家事を過度に担う「ヤングケアラー問題」などが挙げられます。これらの課題を抱える人々は孤立しやすく、社会との接点が薄れることで、さらなる問題の発生につながる要因ともなっています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、「望まない孤独・孤立」の問題を顕在化させ、一層深刻化させており、その対策が急務となっています。

このような状況において、本計画は、行政による公的なサービス提供のみならず、地域住民、社会福祉関係者、NPO、ボランティア、社会福祉法人、民間企業、関係機関・団体、そして行政が連携し、互いに支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、地域に内在する生活課題の解決を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、「幸せな暮らし」を意味する「福祉」の概念を地域社会に広げたもので、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、地域を基盤として互いに支え合い、助け合う地域社会を築く取り組みを指します。地域福祉を推進するにあたっては、以下の「自助」「互助」「共助」「公助」の重層的なアプローチが不可欠です。



「社会福祉法」第4条では、地域住民や社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者（地域住民等）が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民の生活課題を把握し、支援関係機関と連携してその解決を図るよう努めるべきことが明記されています。

3 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、「自助」「互助」「共助」「公助」それぞれの取り組みによって地域福祉を推進するための指針を定めた計画です。社会福祉法第107条の規定に基づき策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を一体的に定めます。本計画は、国や県の地域福祉に関する計画との整合性を図り、福祉分野の個別計画（高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など）を横断的につなぐ、地域福祉推進のための総合的な計画として位置付けられます。

また、本計画には、「松野町成年後見制度利用促進基本計画」および「松野町再犯防止推進計画」が包含されており、それぞれの分野における施策も一体的に推進されます。松野町社会福祉協議会が策定する「松野町地域福祉活動計画」との連携も図り、官民一体となって地域福祉の取り組みを進めます。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抄〉 ※平成 30 年 4 月一部改正

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第 1 項各号※に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

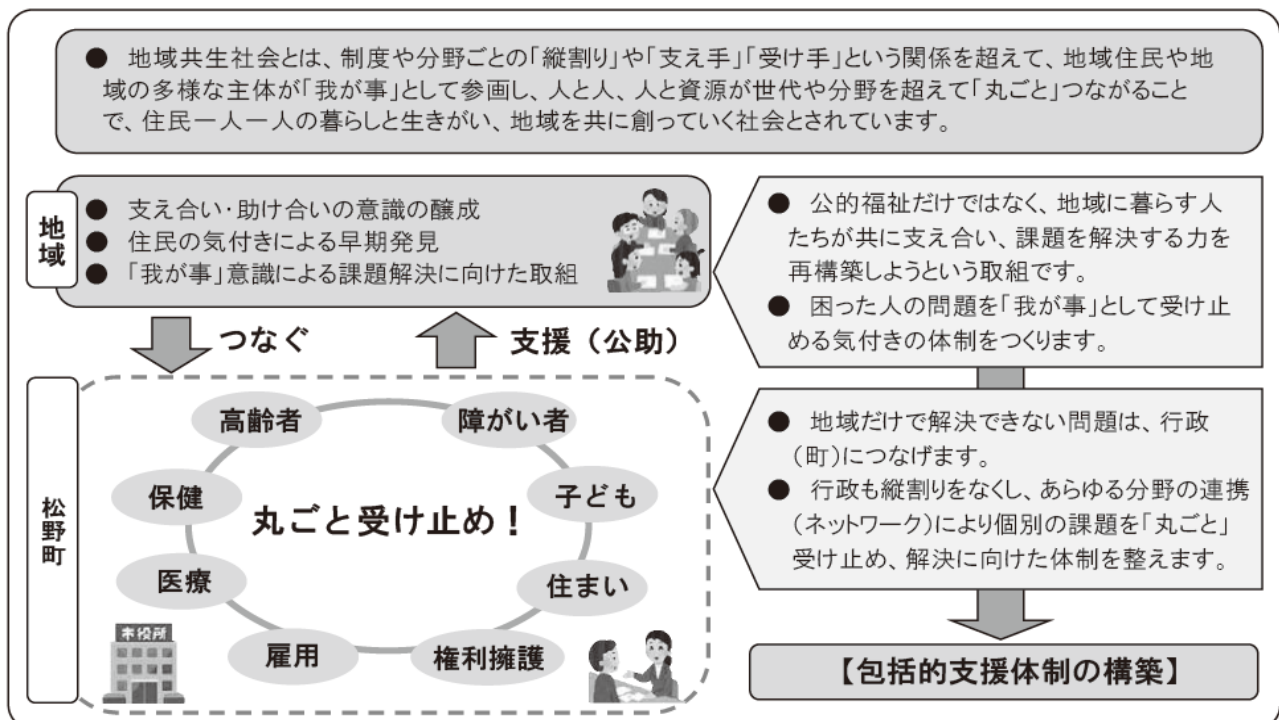
4 地域福祉を取り巻く国や制度の動き

地域福祉を取り巻く環境は、国の法改正や政策動向により大きく変化しています。

(1) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会」の実現が盛り込まれ、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。これは、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。

【地域共生社会実現の全体像イメージ】



(2) 社会福祉法の改正

平成 29 年（平成 30 年 4 月施行）の社会福祉法改正では、地域住民等が福祉サービスを必要とする地域住民の生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図ることや、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。令和 2 年（令和 3 年 4 月施行）の改正では、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村が「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、その推進が図られています。

(3) 孤独・孤立対策推進法の成立

令和 5 年 5 月には「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「相互に支え合い、人と人の『つながり』が生まれる社会」を目指し、「孤独・孤立対策推進法」が成立しました（令和 6 年 4 月施行）。これにより、国および地方公共団体の責務や基本的施策、推進体制等が規定され、総合的な孤独・孤立対策が推進されます。

(4) 生活困窮者自立支援制度の動き

平成 27 年 4 月施行の「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者に対する自立相談支援事業や住居確保給付金の支給など、複合的な課題に対応する包括的な支援体制の構築が進められています。

(5) 成年後見制度の利用促進の動き

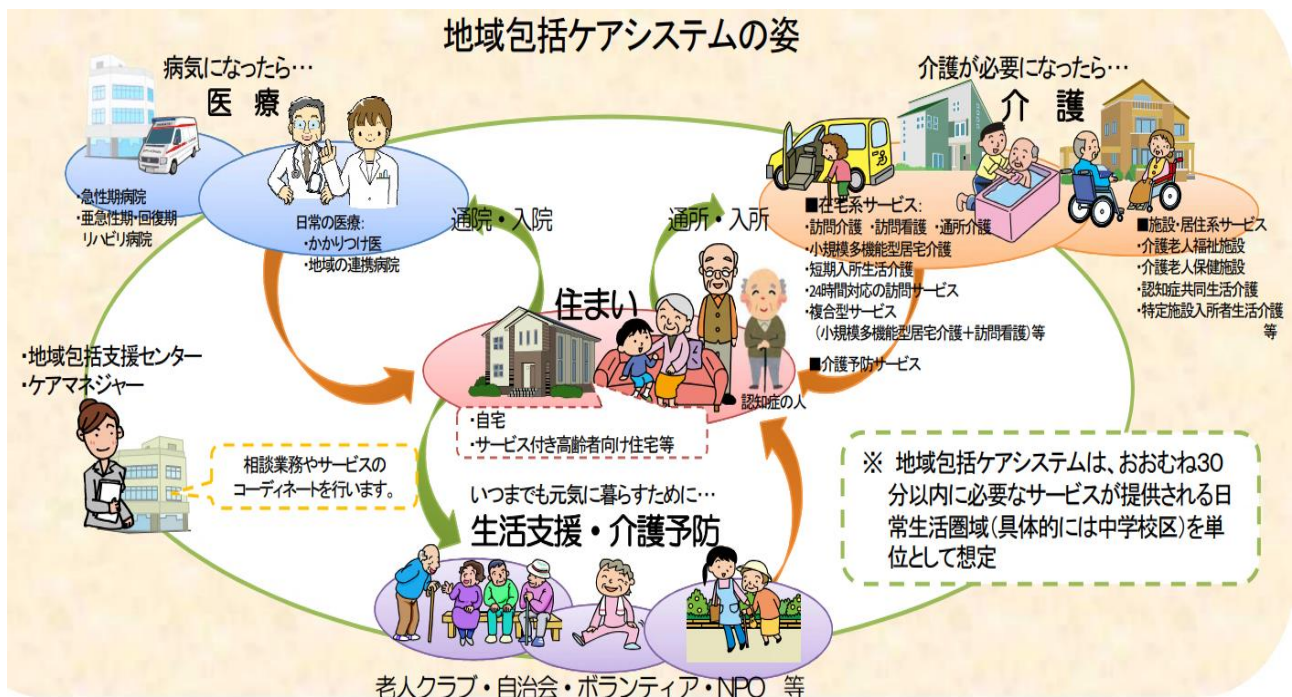
平成 28 年 5 月施行の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、認知症や障がい等で判断能力が不十分な人々の財産管理や日常生活支援を行う「成年後見制度」の利用促進が図られています。また平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基準基本計画」が閣議決定されました。市町村には、利用促進計画の策定が努力義務化されており、地域連携ネットワークや中核機関の設置が求められます。

(6) 再犯の防止等の推進の動き

平成 28 年 12 月施行の「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」により、犯罪や非行をした人が地域社会で孤立することなく社会復帰できるよう、国、地方公共団体、民間団体が緊密に連携・協力して「息の長い」支援を総合的に講じることが定められ、平成 29 年 12 月には同法に基づき、再犯防止推進計画（第一次）が、令和 5 年 3 月には第二次計画が閣議決定されました。市町村には地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされています。

(7) 介護保険・高齢者福祉の動き

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年以降の医療・介護需要の増加を見据え、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築・強化が推進されています。令和 2 年 6 月には介護保険法の一部改正が行われ、地域共生社会の実現に向けた包括的な福祉サービス提供体制の整備が示されました。



資料：厚労省

(8) 障がい者福祉の動き

「障害者基本法」の改正により共生社会実現の理念が強化され、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、「障害者総合支援法」の改正により、自立生活援助や就労定着支援などのサービスが創設され、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築するための「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。

松野町では令和6年度より第7期松野町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定し、障害福祉サービスの適正な利用促進と運営を図っています。

(9) 児童福祉・子ども・子育て支援の動き

平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」により、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大と質の向上が図られています。市町村は「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

松野町では令和7年度より第3期松野町子ども・子育て支援事業計画に則り、安心して子育てができる環境づくりを推進しています。

(10) 保健・健康づくりの動き

「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」の推進や「健康増進法」の改正による受動喫煙対策の強化が進められています。また、「自殺対策基本法」の改正により、自殺対策が「生きることの包括的な支援」と位置付けられ、地方自治体には「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

松野町では令和3年度から松野町自殺対策計画（第2次）を掲げ、関係機関との連携及び地域の協力により、不安や孤立を解消し住民の自殺予防に取り組んでいます。

(11) 人権施策基本方針と人権三法の施行

松野町では人権施策の基本方針を平成23年3月に策定し、差別と偏見のない明るい

社会を実現できるよう取り組んでいます。

国では平成 28 年より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」の 3 つの法律（人権三法）が施行され、地域共生社会の実現に向け、誰もがお互いを尊重し理解し合う社会の実現を目指しています。

法務省人権課題

- (1) 女性
- (2) こども
- (3) 高齢者
- (4) 障害
- (5) 部落差別
- (6) アイヌ
- (7) 外国人
- (8) 感染症
- (9) ハンセン病患者
- (10) 刑を終えて出所した人
- (11) 犯罪被害者
- (12) インターネット上の人権侵害
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害
- (14) ホームレス
- (15) 性的マイノリティ
- (16) 人身取引
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別
- (18) ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別

松野町人権マスコットキャラクター



JEAN



KEN

第2章 計画の概要

1 計画の位置付け

本計画は、松野町のこれからの地域福祉のあり方や、地域福祉推進のための取り組みの方向性を定めるものです。福祉・保健・教育・防災・防犯・まちづくりなど、関連する多様な分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉を推進するための総合的な計画として位置付けられます。

松野町における最上位の行政計画である「松野町長期総合計画」の趣旨に沿って策定するとともに、社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉の各分野における共通的な事項を一体的に定める「上位計画」と規定されたことから、関係法令や「愛媛県地域福祉支援計画」との整合性を図りながら推進します。

また、松野町社会福祉協議会が策定する「松野町地域福祉活動計画」は、住民や福祉事業者が地域福祉を推進するための実践的な行動計画であり、本計画は「松野町地域福祉活動計画」とも密接に連携を図りながら、官民協働で地域福祉の取り組みを推進します。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

3 基礎調査の結果等から読み取れる現状と課題

本計画の策定にあたり、庁内関係課調査、関係機関調査、関連資料・データの収集・整理といった基礎調査を実施しました。これらの調査結果から、松野町が抱える地域福祉に関する主な現状と課題は以下の通りです。

(1) 人口動態と家族形態の変化

松野町の人口は減少傾向にあり、特に年少人口(0～14歳)の割合が減少する一方、高齢化が進行しています。世帯構成では、単身世帯や高齢者のみの世帯が増加し、世帯当たりの人員も減少しており、地域や親族による支え合いの機能が弱体化する恐れがあります。

【世帯・人口動態】

令和2年3月			令和7年3月			人口 増減率	世帯 増減率
人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員		
3,842	2,012	1.91	3,468	1,942	1.79	▲10.78	▲3.60

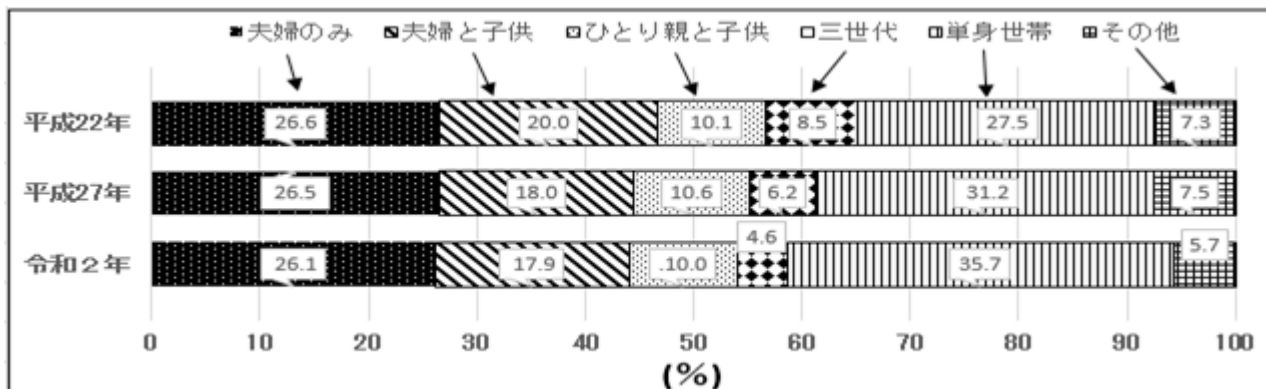
資料：住民基本台帳

【年齢3区分人口構成】

	令和2年3月		令和7年3月		人口 増減	人口比率 増減
	人口	比率	人口	比率		
14歳以下	315	8.2	261	7.5	▲54	▲0.67
15～64歳	1,767	46.0	1,563	45.1	▲204	▲0.93
65歳以上	1,760	45.8	1,644	47.4	▲116	1.60

資料：
住民基本台帳

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

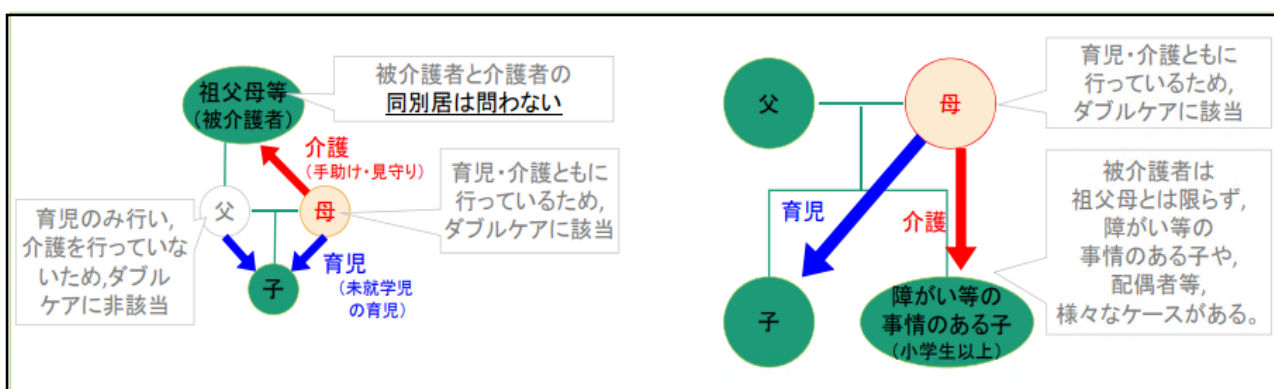
(2) 地域コミュニティの弱体化と社会的孤立

地域住民同士のつながり意識が希薄化し、特に若い年齢層ほど近所付き合いが薄い傾向にあります。地域活動への参加者も減少し、担い手の高齢化や固定化が課題となっています。これにより、「人ごと」意識が生まれ、地域課題への主体的な関わりが不足している実態がうかがえます。コロナ禍の影響により、人間関係の希薄化や孤独・孤立の問題が一層顕在化・深刻化しています。

(3) 複合的・複雑な福祉課題の発生

「老老介護問題」「8050問題」「ダブルケア問題」「ヤングケアラー問題」といった複合的な課題を抱える世帯や、既存制度の対象外となる「制度の狭間にある課題」が増加しており、公的な福祉サービスだけでは解決が困難なケースが見られます。また、経済的困窮者の増加も指摘されています。

【ダブルケア】



資料：内閣府男女共同参画局

ヤングケアラーとは？

“本来、大人本人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者”のこと。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響がでてしまうことがあります。

(4) 社会資源・人材の不足

地域福祉を支える人材、特に介護・福祉分野（訪問介護含む）、医療、保育分野における人材不足が深刻で、特に介護分野においては人材不足に加え、経営的な困難を示す事業所も少なくありません。自治会役員や地域活動の担い手・リーダーのなり手不足、老人クラブの参加者減少など、地域活動の活性化を妨げる要因となっています。

(5) 支援体制・情報提供の課題

町民が福祉に関する情報を十分に得られていないと感じており、情報提供が分かりにくい、または情報収集が困難な人々への配慮が不足している現状があります。また、どこに相談してよいか分からない、自ら相談に行けない、頼れる人がいないといった課題も指摘されています。関係機関間の連携不足、特に不動産関係団体との連携不足によるセーフティネット住宅の登録の少なさも課題です。民生委員・児童委員の活動においては、障がい者等個人情報の入手困難といった問題が挙げられています。通院・買い物などの移動手段の不足も、地域的な課題として認識されています。

(6) 災害・防犯の課題

災害時要支援者への支援体制の構築が喫緊の課題であり、自主防災組織の高齢化による活動への支障も指摘されています。また、近年の大規模災害により、多くの住民が被災するケースも発生しています。防犯対策においては、インターネットやスマートフォンの普及に伴う悪質商法、消費者トラブルの増加も課題です。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、総人口の減少をはじめ、高齢化の顕著な進行などにより、住民同士の支え合う力が年々小さくなっていく状況にあります。また、地域住民が抱える生活課題は複雑化、複合化の傾向にあり、これからは様々な支援ニーズに対応する仕組みづくりが求められています。

そのため高齢者の介護や障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者支援など、制度上の従来の枠にとらわれることなく、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、お互いが助け合いながら暮らすことができる「福祉のまちづくり」を推進していく必要があります。

本計画においては、社会の動きや本町の現状、地域福祉の取り組みにおける課題等を踏まえ、安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、新たな基本理念を掲げます。

本計画の基本理念：支えあい 安心して暮らせる 笑顔あふれる 福祉のまち 森の国まつの

この基本理念は、松野町の豊かな自然環境（森の国）の中で、少子高齢化や小世帯化の進行、地域の支え合い意識の低下といった様々な地域課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域共生社会の実現」を目指すとともに、行政による公的サービスの提供のみならず、地域住民一人ひとりが「人」として尊重され、相互に支え合い、助け合い活動が活発に展開される福祉のまちづくりを推進するという決意を表しています。

2 施策体系

基本理念の実現に向けて、以下の9つの基本目標を掲げ、各施策を総合的かつ横断的に推進します。これらの基本目標は、松野町の地域福祉を多角的に強化し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すものです。

基本理念：支えあい 安心して暮らせる 笑顔あふれる 福祉のまち 森の国まつの

【基本目標1】地域福祉を学び関心を高めよう！

- 1 福祉への関心を高める啓発の推進
- 2 福祉に関する学びの場の充実

【基本目標2】住民主体の地域福祉活動を活発にしよう！

- 1 支え合いの関係づくり
- 2 地域福祉を推進するネットワークづくり

【基本目標3】地域で交流の機会と場をつくろう！

- 1 交流の機会づくり
- 2 交流の拠点づくり

【基本目標4】地域活動やボランティア活動に参加しよう！

- 1 ボランティア活動への参加促進

【基本目標5】地域活動の担い手を育てよう！

- 1 地域活動の担い手の育成
- 2 専門的人材の確保

【基本目標6】悩みがあれば抱え込まずに相談しよう！

- 1 きめ細かな相談支援体制づくり
- 2 相談支援機関のネットワークづくり

【基本目標7】福祉サービス等を適切に利用しよう！

- 1 福祉サービスの充実と利用促進
- 2 社会保障の充実

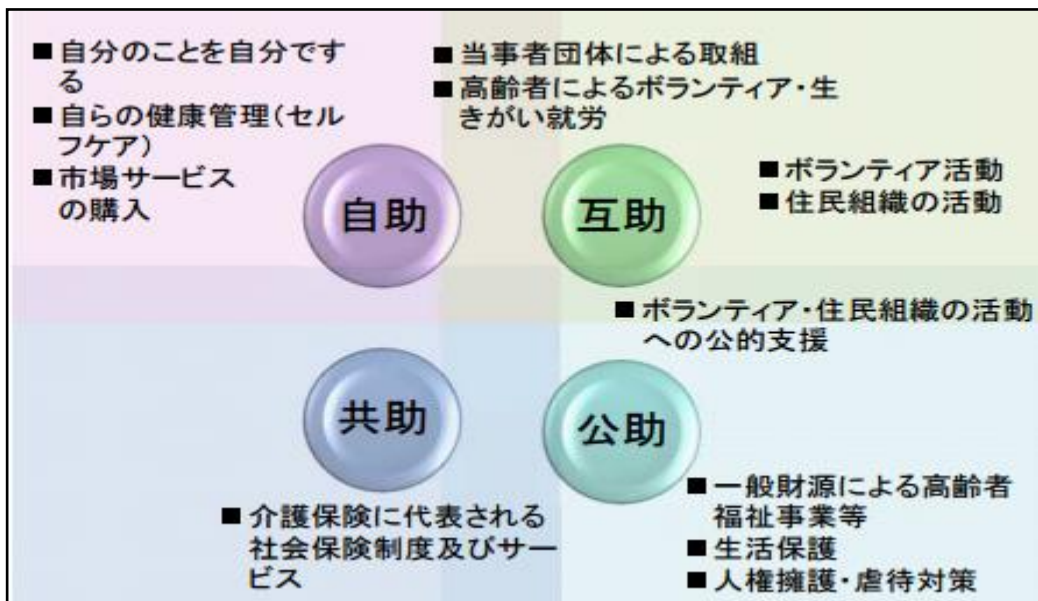
【基本目標8】人権を大切にしよう！

- 1 人権尊重に向けた啓発の推進
- 2 包括的な権利擁護の推進
- 3 成年後見制度の利用促進（松野町成年後見制度利用促進基本計画）

【基本目標9】人にやさしい地域共生のまちをつくろう！

- 1 防災・防犯体制の充実
- 2 誰もが暮らしやすい生活環境づくり
- 3 再犯防止に向けた取組の推進（松野町再犯防止推進計画）

【自助・互助・公助・共助】



資料：地域包括ケアシステム

第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉を学び関心を高めよう！

地域福祉を推進する上で、町民が本町の福祉の現状や住民相互の助け合い・支え合いの重要性について意識していくことが重要です。しかし、核家族化の進行などにより、地域のつながりが希薄化する傾向にあり、地域における助け合いや支え合いの意識の醸成についてはより一層重要となっています。本町においては町民意識調査の結果、福祉に対する関心がある人は8割近くと多い状況にありますが、一方で福祉に関する情報を「あまり入手できていない」と感じている町民が4割以上いるという課題も浮き彫りになっています。地域福祉を学ぶ機会の提供や福祉に関する活動の支援を進めることで、町民一人ひとりの福祉への理解を広げ、人権に配慮し、互いを尊重し合える町民の意識づくりを行う必要があります。

1 福祉への関心を高める啓発の推進

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・身近な地域の動きや福祉に関心を持ち、ホームページや広報、町社協等にて積極的に情報収集を行いましょう。
- ・「地域福祉」の理解を深め、助け合い・支え合いの意識を深めましよう。
- ・福祉教育、人権に関する講座やイベントに、積極的に参加しましよう。
- ・家庭で子どもと福祉について話し合う機会を増やし、福祉の心を育みましよう。

【互助】

- ・近所付き合いや見守り活動を大切にする地域づくりを進めます。
- ・様々な機会や手段を活用して、地域福祉活動に関する情報を広く発信します。
- ・町や社会福祉協議会をはじめ、地域で行われる行事やイベントを、地域住民や企業等に広く周知し、参加を呼びかけます。
- ・地域の行事やイベントの開催にあたっては、開催時間や場所への配慮など、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 地域福祉に関する周知・啓発

- ・町民の地域福祉への関心が高まるよう、町の広報紙やホームページをはじめ、SNS等の多様な媒体や機会を活用して「地域福祉」についての考え方や「地域共生社会」について周知し、啓発を推進します。特に、若い年齢層にも分かりやすい情報発信に努めます。

○ 福祉に関する情報提供

- ・町の広報紙やホームページ等を活用し、福祉に関する情報を誰にでも分かりやすく、適切に得ることができるよう配慮しながら、利用者の立場に立った情報提供の充実を図ります。

○ イベントや行事等への参加促進

- ・本町が主催するイベントや福祉行事等への参加について、町民に向けて広く呼びかけ、様々な地域福祉活動に関する啓発と町民同士の交流機会の充実を図ります。

2 福祉に関する学びの場の充実

幅広い世代が、地域福祉の考え方や地域との交流、また、その基盤となる人権について学び、地域との関わり意識を高めることが大切です。学校や生涯学習の場など、様々な学びの場で、人を思いやる気持ちや人権尊重の意識を育み、地域で共に暮らす様々な立場の人との交流を通じて、地域の一員としてできることは何かを考え、行動するための力を育む必要があります。

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・身近な地域の福祉に関心を持ち、自ら積極的に学ぶ意識を持ちましょう。
- ・福祉に関する講座や講演会に積極的に参加して、意識を高めましょう。講座や講演会に参加して学んだことを日常生活で実践するとともに、周りの身近な人にも伝え共有しましょう。
- ・機会を見つけて地域の福祉施設などへ見学に行き、福祉の現場を体感してみましよう。

【互助】

- ・住民の福祉意識の向上と地域福祉への理解を深めるため、各種講座や研修会等の企画、開催に努めます。
- ・ボランティアの体験学習や福祉に関する講座の開催に努めます。
- ・社会参加や生きがい活動につながる学習の機会を提供し、住民同士の交流の充実を図ります。
- ・子どもの頃から福祉やボランティアに親しむ機会を作りましょう。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 学校等における福祉教育の推進

- ・児童・生徒に対する福祉への理解と関心を高めるため、社会福祉協議会と連携し、他者理解や人格と個性を尊重し合い、共に生きる地域づくりを体験する福祉教育や人権教育を推進し、地域の一員としてできることは何かを考え、行動するための力を育みます。
- ・職員や保健師等の専門職員を派遣し、学校等で実施する福祉学習や体験活動に協力します。

○ 地域での学びの場の充実

- ・生涯学習事業や隣保館事業等において、社会福祉協議会と連携して地域での福祉について学ぶ機会を充実し、広く町民に地域の課題を共有し、解決に向けて積極的に取り組む意識づくりに努めます。

基本目標 2 住民主体の地域福祉活動を活発にしよう！

身近な地域における、住民主体による見守り活動や声かけ運動などが活発に行われることで、支え合いの関係が生まれるとともに、地域課題の発見をはじめ、本町や社会福祉協議会の取り組みの認知度の向上にもつながると考えられます。しかし、地域活動への参加者が減少しており、地域活動に参加しない人への働き掛けが必要とされています。

町民に身近な自治会や老人クラブ、社会福祉協議会等による地域活動への協力をはじめ、課題解決の基盤となる住民主体の地域福祉活動を支援し、活動の活性化を図ります。また、支え合いの意識を醸成するために、高齢者を介護する家族や子育て中の保護者向けなど、参加者の関心や生活状況に応じた活動を紹介するなど、情報提供を充実します。

1 支え合いの関係づくり

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・挨拶や声かけなどを行い、隣近所や地域の人との関わりを深めましょう。
- ・近所で暮らす独り暮らしの人や高齢者の話し相手になるなど、地域住民同士の交流を深めましょう。
- ・地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深め、問題点や課題について考えましょう。
- ・自治会、グループ活動など身近な地域活動に参加し、役員の引き受けなど積極的に関わりを持ちましょう。

【互助】

- ・様々な機会や手段を活用して、地域で行われている福祉活動に関する情報を広く発信します。
- ・民生委員・児童委員の訪問活動などを通じて、支援を必要としている人の把握に努めます。
- ・地域住民や企業に向けて、地域活動や行事、イベントの企画や参加を呼びかけ、多くの人に参加しやすい工夫に努めます。
- ・身近な地域で、町民同士が福祉課題を話し合う機会をつくり、地域の課題を解決できる仕組みづくりを検討します。
- ・地域住民や商店が連携し、認知症高齢者などの安心な暮らしを支える地域の見守りネットワークを組織し、日常的な見守りを行います。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 活動情報の提供

・支え合いの意識を醸成するために、高齢者や障がい者を介護する家族や子育て中の保護者向けなど、参加者の関心や生活状況に応じた活動の紹介など、それぞれのニーズに応じた多様な情報提供の充実に努めます。

○ 地域の団体への支援

- ・自治会や老人クラブ、ボランティアグループや社会福祉協議会など、地域で活動する団体、組織の運営や活動を支援し、それぞれの活動の活性化を図ります。
- ・健康体操協力団体の交流イベントを実施し、団体の拡大を目指します。
- ・高齢者の社会参加を促進するため、障がいの有無にかかわらず参加しやすい環境整備や支援に取り組みます。

○ 身近な地域での支え合いの関係づくり

- ・身近な地域で、高齢者や障がい者、子育て家庭などが抱える様々な悩みや不安の把握に努め、その解決に向けて、住民同士が支え合える関係づくりを促進します。

2 地域福祉を推進するネットワークづくり

自治会をはじめ、老人クラブや民生委員・児童委員など、地域の福祉活動を推進するため様々な団体が活動していますが、それぞれの特長を生かして、役割を分担しながら協働していくことで、福祉活動を更に効果的に進めていくことができると考えられます。地域で活動する様々な福祉関係団体のネットワーク化を図り、地域で総合的にまちづくりを推進する組織づくりを図ります。

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・自分たちの地域を良くするための活動に、積極的に参加してみましょう。
- ・地域で気付いたことや町を良くするための思いを、身近な隣近所の人と話し合ってみましょう。
- ・自治会をはじめ、老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、ボランティアグループや社会福祉協議会などの活動を知りましょう。

【互助】

- ・自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、ボランティアグループや社会福祉協議会などが協働し、地域主導で組織づくりや活動を推進します。
- ・地域間・団体等のつながりを深め、見守りのための組織づくりを行いましょう。
- ・地域・団体ごとの特徴を活用し合いながら、地域活動を実施しまししょう。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 地域活動組織の形成支援

- ・地域住民が主体となって、地域課題の解決に向けて取り組む地域活動組織の形成に向けた取組を進めます。

○ 協働しやすい環境づくり

- ・自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、PTA、ボランティアグループや社会福祉協議会などが協働しやすい環境づくりに努めるとともに、そのネットワーク化を支援します。
- ・社会福祉協議会を中心とした、地域福祉の連携体制の構築を継続的に進めます。

○ 関連団体同士のつながりづくり

- ・様々な分野にわたる地域福祉の課題を解決するため、関連する分野の活動団体同士をつなぎ、より効果的な取り組みを進める仕組みづくりを検討します。

○ 森の国まつの・ききされネットワークの推進

- ・主に独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、その他何らかの心配がある相談者の自宅を訪問し、見守りや声かけによる安否確認に努めます。また、緊急時、災害時に迅速に対応できるよう「支えあいカード」を設置します。
- ・地域住民が、日頃からお互いに気を配り、何かあったときに町に連絡できるよう、自治会を中心として地域のつながりを深める意識啓発を推進します。
- ・事業所と協定を結び、連携することにより、見守りネットワークの充実を図ります。
- ・地域全体の支え合い・見守り活動として、「だんだんネット」の普及啓発と定期的な模擬訓練を促進し、地域力の強化を図ります。

基本目標3 地域で交流の機会と場をつくらう！

地域福祉活動を活発化するためには、住民同士における世代間の交流を踏まえた「顔の見える関係づくり」を進めていくことが必要です。子どもから高齢者まで幅広い年齢層が交流し、関係する組織や団体との交流を促進する取り組みが必要です。より多くの住民が、地域活動へ参加し地域に関わり交流できるよう、地域における様々な交流の機会づくりを推進し、住民の主体的な活動を支援します。

1 交流の機会づくり

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・地域の世代間交流に仲間を誘って積極的に参加し、様々な人と知り合いましょう。
- ・誰でも気軽に参加できる行事やちょっとしたイベントなどを、仲間と一緒に企画してみましょう。

【互助】

- ・地域住民同士の相互理解を深めることができるよう、交流の場や交流機会の充実を図ります。
- ・地域の交流の場や地域活動に、誰もが気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ・子ども食堂や地域交流食堂を開催し、孤独・孤立の防止や世代を超えた交流の促進を図ります。

- ・花見や月見など、誰もが気軽に参加できるミニイベントを小地域単位で開催します。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 世代間で交流する機会づくり

- ・地域で子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が福祉活動に参加できるよう生涯学習やイベントなどを通じて、世代間で交流できる機会づくりに努めます。特に、各小学校単位で高齢者と児童と一緒に稲作や餅つき、正月飾り制作などを行うことで、地域文化に触れ、相互理解を促進します。

○ 誰もが交流できる機会づくり

- ・社会福祉協議会や民生委員・児童委員等地域の活動団体と連携し、要介護高齢者や障がい者、子育て家庭等に対して、地域の行事やイベント等への参加を呼びかけ、ひきこもりの防止、社会参加の促進に努めます。

○ 交流活動への支援

- ・社会福祉協議会や自治会等地域の活動団体が行う地域住民との交流活動を促進するため、必要な支援を行います。
- ・地域に根差した「子育て世代活動支援センター」において、定期的に子育て相談窓口を開設するとともに、学生や町民が子どもと触れ合い交流できる機会を提供します。
- ・子どもが多世代と集いふれあう居場所づくりや子どもの成長を地域で見守る体制を整備するため、「子ども食堂」を開設・運営する活動を支援します。

2 交流の拠点づくり

住民同士が地域福祉を推進するために集う場、住民同士が交流できる場について、町内の様々な資源を有効に活用し、身近な場所で確保できるよう支援します。誰もが気軽に集える場所に対するニーズは高く、子どもから高齢者、子育て家庭、障がいのある人、隣近所との付き合いが薄い人など、誰もが集える場の充実が必要です。

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・地域で身近な活動を行う「集いの場」の情報を入手し、自主的な活動に積極的に活用しましょう。
- ・地域の空き店舗や空き家などを活用した地域の居場所づくりに協力しましょう。

【互助】

- ・住民主体の地域活動の場として、既存の施設や空き店舗、空き家などを紹介または活用し、地域住民の交流活動の拠点づくりに協力します。
- ・高齢者が歩いて行ける距離に、交流場所をつくります。
- ・高齢者や障がい者を対象としたサロンや介護予防の場、また、子どもの居場所づくりなどに努めます。
- ・誰もが座って雑談できる「街かどベンチ」などの設置などについても、地域の仲間

と考えてみます。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 交流の場づくり

- ・高齢者、障がい者や子育て世代など、様々な立場の人が交流することができる場の整備や提供に努めるとともに、地域資源を生かした集いの場づくりに努めます。
- ・市町と連携し、集会所や公民館、空き家、空き店舗、空き教室といった住民に身近な場所に、多様な住民が気軽に集える居場所を整備し、地域づくり、健康づくり、生きがいづくりなど、世代を超えた社会参加を促進します。

○ 支援拠点機能の充実

- ・気軽に利用できる福祉の拠点として、地域包括支援センターや子育て支援センター（つくしんぼ）など、拠点機能の整備、充実に努めます。
- ・廃校・廃園を活用して整備した、地域住民の生活相談窓口としても機能する多世代交流・多機能型の福祉拠点の機能強化を図るとともに、町内の他の地域への整備・拡充を図ります。

○ 老人クラブへの支援

- ・高齢者が身近な地域で生きがい活動を行う場として、また、支え合い活動の担い手としての老人クラブの活動を支援します。

○ 自主グループへの支援

- ・高齢者と関わる自主グループの活動を支援し、高齢者が集い、触れ合うことのできる場所づくりや社会参加を促進します。

○ 社会参加活動への支援

- ・障がい者が自己実現を図るために、文化芸術活動やレクリエーション活動、学習活動等を行うための施設の整備や活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

基本目標 4 地域活動やボランティア活動に参加しよう！

ボランティア活動は、地域福祉活動のきっかけづくりとして、大きな効果がある取り組みです。若い年齢層では、地域活動への参加経験が少ないながらも、積極的な参加意向や福祉の知識・技術を身に付けたいという意向が多くみられます。しかし、参加するきっかけがない、興味の持てる活動が見つからないといった理由で参加が進んでいない現状があります。町民の思いや志をまちづくりに生かすため、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア活動に参加するきっかけづくりをはじめ、より参加しやすく、参加者の負担が少ない運営に取り組みます。

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・日頃から、身近な地域で自分ができることはないか、考えてみましょう。
- ・ボランティア活動に関する情報を収集し、自分にもできる取り組みがないか考え、活動への理解を深めましょう。
- ・関心が持てるボランティア活動があれば、可能な範囲で参加にチャレンジしてみましょう。
- ・ボランティア活動に仲間を誘ってみましょう。
- ・自治会などの役員の依頼を受けてみましょう。

【互助】

- ・ボランティア活動について、広く情報提供し、その募集や呼びかけを行います。
- ・ボランティア体験学習や福祉講座を開催します。
- ・ボランティアに関する情報を発信し、広く町民にボランティア活動への参加を促進します。
- ・ボランティアへの登録を促進し、安心して活動できる環境づくりに努めます。
- ・小・中学生や高校生が参加し、活躍できるよう、地域活動内容の工夫に努めます。
- ・地域の行事やイベント開催時は、開催時間や場所の配慮など、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 地域活動への参加促進

- ・社会福祉協議会や自治会、民生委員・児童委員等地域の活動団体と連携し、地域で多様な主体が自主的かつ主体的に参画できるよう、地域の様々な地域活動について周知し、地域住民の参加を促進します。
- ・高齢者の健康づくりや介護予防を目的とした地域活動やボランティア活動に気軽に参加できるよう、「ボランティアポイント制度」や有償ボランティア「生活支援サービス（住民主体による支援）」の普及に努めます。

○ ボランティア団体の育成

- ・社会福祉協議会と連携し、幅広い年齢層へのボランティア意識の普及をはじめ、ボランティア団体の育成を支援します。

○ ボランティアへの参加促進

- ・社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点を周知するとともに、ボランティアへの参加の促進と活動の活発化を図ります。特に、以前参加経験がある人の「リピート効果」を活かした呼びかけや経験談を共有する場を設けるなど、継続的な取り組みを支援します。

○ 高齢者の社会参加の促進

- ・高齢者の生きがいづくりと、知識や経験を生かした役割づくりの場である老人クラブ活動への参加を促進します。
- ・高齢者が、これまで培ってきた知識や経験、能力を生かして、伝承活動など地域社会に貢献できるよう支援します。

○ 地域に開かれた学校づくりの促進

- ・家庭、学校、地域の連携、協力体制を構築し、地域の人材をボランティアとして活用するなど、地域の実情に応じた特色のある学校教育を推進します。

基本目標5 地域活動の担い手を育てよう！

本町では、高齢化の進行に伴い、自治会役員の成り手不足や新しい人材、若い年齢層の参加が少ないこと、また、新たなリーダーとなる人材の確保が課題となっています。さらに、訪問介護をはじめとする介護人材が不足し、喫緊の課題となっていることや医療、介護、保育分野における職員の積極的な確保も課題とされています。地域活動を担うメンバーの高齢化が進む一方、新しい人や若い年齢層の参加が少ない点が問題として挙げられています。福祉活動やボランティアの輪を広げるため、地域の担い手となるリーダーや担い手の育成に向けた取り組みを推進します。

1 地域活動の担い手の育成

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域福祉を学ぶ機会や様々な地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・地域福祉の担い手やリーダーの負担軽減に向けて、自分でできる範囲で活動に協力しましょう。
- ・これまで地域活動に参加したことがある人は、活動のやりがいや楽しさを、身近な周りの人に伝えましょう。
- ・自分の能力や経験を生かして、地域の福祉活動に参加しましょう。
- ・長年の地域活動で培った知識や経験を次世代に伝え、活動を地域に根付かせましょう。

【互助】

- ・地域の福祉活動を通じて、活動の担い手の発掘、育成に取り組めます。
- ・地域活動の担い手やリーダーが抱える問題点や課題を把握し、その解決策を検討します。
- ・自治会など地域組織を運営する人の固定化を防ぎ、地域住民に広く参加を促すとともに、様々な人の意見を取り入れた、開かれた地域組織を目指します。
- ・小・中学生を対象とした福祉を体験する機会をつくります。
- ・地域活動の担い手を養成するための講座や研修会を開催するとともに、行政の取り組みに協力します。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 意識啓発の推進

- ・誰もが助け合い、支え合う意識を醸成し、福祉の担い手となれるよう、また、若い

世代にも地域福祉に関心が持てるよう、様々な機会を活用して啓発活動を推進し、地域福祉活動の活性化を図ります。

- ・地域で福祉講座を開催するなど、福祉への関心を高める取り組みを充実します。

○ 地域福祉を担うリーダーの育成

- ・幅広い年齢層を対象とした、人材育成に関する講座や研修会などを開催し、福祉への理解を深め、中心的な役割を担うリーダーの育成に努めます。
- ・自治会をはじめ関係機関と連携し、高齢者が、これまでに得た知識や経験、技能を地域の活動に生かすため、様々な機会を通じて、人材資源の発掘に努めるとともに、元気な高齢者が活躍できる場の確保に努めます。
- ・子育て支援において、学生や育児の経験者、教育・保育の退職者など、地域の多様な人材の活用や人材育成に取り組みます。

○ ボランティア人材の確保

- ・町社会福祉協議会と連携し、幅広い年齢層のボランティアへの参加促進をはじめ、担い手を増やすための人材の発掘や呼び掛けに努めます。

○ 学習ボランティアの活用

- ・「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」において、家庭、学校、地域の協力支援体制を強化し、地域の人材を学習ボランティアとして活用するなど、地域の実情に応じた特色のある学校教育を推進します。

○ 地域おこし協力隊等の活用

- ・都市部から過疎地域へ生活拠点を移し、様々な活動に従事する「地域おこし協力隊」の導入・定着を促進し、地域を支える担い手の確保に努めます。松野町では、その福祉版である「福祉おこし協力隊」のような組織の必要性も指摘されています。

2 専門的人材の確保

地域活動を担う成り手やリーダーの不足という課題に加えて、福祉サービス提供事業所等においては、訪問介護などを担う介護人材の不足に加え、医療、保育分野における人材も不足傾向にあります。特に、介護従事者は、その処遇問題等により離職率も高く、人材の確保は全国的な課題となっています。そのため国においては、全国的な専門的人材の不足を受けて、令和2年6月「介護保険法」の一部改正により「介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」が新たに定められました。サービスの担い手である介護福祉士やホームヘルパーをはじめ、人材の確保、定着に向けた取り組みを推進します。

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・家庭や地域で、福祉専門職の不足について話題にしてみましょう。
- ・子どもや家族などに、福祉専門職の大切さについて話をしてみましょう。
- ・一旦、職を離れている潜在的な人材がいたら、再就職を働き掛けてみましょう。

【互助】

- ・地域活動の担い手を養成するための講座や研修会を開催するとともに、行政等の取り組みに協力します。
- ・一旦、職を離れている潜在的な人材の掘り起こしや再就職への啓発活動に取り組みます。
- ・地域の企業やサービス提供事業所等において、実習生の受け入れを図ります。
- ・福祉・介護の関係機関と連携し、若者や中高年齢者、外国人、子育てが一段落した者などが働きやすい環境整備を促進します。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 介護人材の確保

- ・適正な介護サービスが提供できるよう、サービスの担い手である介護福祉士やホームヘルパー等の介護人材の確保、育成、定着に向けた取り組みを推進します。
- ・介護従事者の専門職のスキルアップに向けた、研修等への支援を行うとともに、離職者が再就職できるよう支援します。
- ・県福祉人材センターや県外国人介護人材支援センターと連携し、就労相談や仕事の紹介、斡旋、情報提供、円滑な受け入れと定着促進を図ります。

○ 専門的な福祉の担い手の育成

- ・認知症サポーター、自殺対策を担う「ゲートキーパー」、障がい者への意思疎通支援を担う「手話奉仕員」などの養成、地域福祉の専門的な担い手の育成を推進します。
- ・病院等における看護職等の認知症への対応能力向上を図るため、研修会や事例検討会を実施し、「認知症ケアリーダー」の育成を図ります。
- ・NPO サポートセンターや社会福祉協議会職員、集落支援員、地域おこし協力隊など、地域づくり活動に取り組む多様な人材を、地域マネジメント力を備えた専門性の高い協働コーディネーターとして養成するとともに、そのネットワーク化を推進し地域力の強化を図ります。

○ 保育士の確保

- ・保育士が安心して働ける職場環境の整備を促進し、保育士不足の解消と保育士の安定的な確保に努めます。

○ 地域福祉コーディネーターの育成支援

- ・町内の福祉施設や社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政などの職員を、問題解決に向けて専門職につなぐ「地域福祉コーディネーター」としての育成に向けた取り組みを検討します。

○ 福祉分野への就労支援

- ・福祉分野での就労を希望する人を対象に、関係機関と連携し、就労や資格取得に向けた情報提供などの支援を行います。
- ・福祉分野での就労を希望する障がい者を対象に、障がいの特性や年齢に応じた多様な働き方を選択できるよう、必要な支援に取り組みます。

基本目標 6 悩みがあれば抱え込まずに相談しよう！

地域では、民生委員・児童委員による「心配ごと相談」をはじめ、人権相談、行政相談、消費生活相談など、身近な相談支援が行われています。本町では、高齢者福祉、障がい者、子育て家庭をはじめ、多様な相談支援を行っていますが、相談窓口においては、個々のニーズに応じて、相談対応から適切なサービス等につなぐことが必要です。特に、複雑化・複合化した福祉課題や「制度の狭間」にあるニーズへの対応は喫緊の課題です。相談支援機関においては、連携、協働の仕組みづくりを推進し、どこへ相談しても必要な支援につながるよう努めるとともに、問題を抱えている人へ積極的に出向いて適切な支援につなげる仕組みづくりや、地域の課題発見機能の充実を図ります。

1 きめ細かな相談支援体制づくり

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・不安や悩みごとがあれば、個人や家族で抱え込まず、相談窓口を積極的に活用しましょう。
- ・困ったときに相談できる窓口の情報を入手し、必要に応じて利用し、周りの人にも窓口を紹介しましょう。
- ・周囲に悩んでいる人がいたら、相談機関を紹介しましょう。

【互助】

- ・地域住民による見守り活動を促進します。
- ・身近な地域で、相談窓口についての情報提供や相談ができる環境づくりに努めます。
- ・地域活動を通じて、情報提供や関係機関との連絡、調整を図ります。
- ・相談窓口へ一人で行けない人は、本人の希望に応じて付き添います。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 相談体制の充実

- ・多様化する相談内容を見据え、適切な福祉サービスの利用を促進するとともに、健康相談や心の相談、高齢者や障がい者、子育て等保健・福祉に関する相談や法律相談に応じ、早期の問題解決を図ります。

○ 相談しやすい環境の整備

- ・地域住民の身近な困りごとなど、様々な相談に対応するとともに、利用者の視点に立った相談しやすい環境を整備し、総合的、包括的な対応ができる相談支援を目指します。
- ・町の広報紙やホームページ、リーフレットなど多様な媒体を活用し、相談窓口を周知します。

○ 相談支援における連携の仕組みづくり

- ・相談によって得られた内容を、個人情報の扱いに配慮しながら庁内の各部署や関係機関と連携し、情報の共有を図るとともに、適切な支援につながるよう努めます。

○ 専門性の確保

- ・利用者が適切なサービスを利用できるよう、保健師等の専門職による相談など、相談機能の専門性を確保します。
- ・若年層に向けたメンタルヘルスの充実を図ります。

2 相談支援機関のネットワークづくり

制度の狭間にある人の問題や相談に来ることができない人のニーズは、地域の中で見落とされがちです。普段から近所で声をかけ合うなどの身近な取り組みをはじめ、より複雑化、深刻化する前に適切な支援につなげ、自立の促進を図ることが必要です。各分野の相談窓口や相談支援機関との連携、協働に向けたネットワークの構築を図り、分野を超えた包括的な相談支援体制を目指します。

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・身近な相談窓口として、地域を担当する民生委員・児童委員を把握し、できる範囲でその活動に協力しましょう。
- ・隣近所や地域の人に関心を持ち、新聞や郵便物がたまっている、地域の集まりにいつも来る人が来ないなど、気になることがあれば声をかけてみましょう。
- ・悩みや困りごとを抱える人に気付いたら、相談先を紹介しましょう。

【互助】

- ・地域の集いの場や自主的な活動の機会を活用し、声かけや見守り活動を促進します。
- ・社会福祉協議会や行政による包括的な相談支援体制づくりに協力します。
- ・制度の狭間や複合的な課題を持つ人の現状を把握し、地域住民が認識を深め、対応策を検討できる仕組みを検討します。
- ・複雑化した問題を抱える世帯に対し、地域で何ができるかを考えるため地域住民を中心とし、配食事業者、新聞販売店など世帯に関わる多様な主体が協議を行い、行政では手の届かないきめ細かな問題の解決に取り組めます。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 制度の狭間にある人への対応

- ・制度の狭間や複合的な課題を持つ人への対応ができるよう、保健、医療、福祉の関係機関との連携や調整を図る地域ケア会議の充実に努め、庁内関係課との分野横断的な連携の強化を図ります。

○ 地域の相談支援活動への支援

- ・民生委員・児童委員をはじめ、地域で住民の見守りや相談活動を行う人が、きめ細かな活動ができるよう、社会福祉協議会と連携し、その活動を支援します。

○ 地域福祉のネットワークづくり

・社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員や自治会の見守り活動等を通じて、住民が抱えている様々な福祉課題を発見できる仕組みづくりを促進し、地域福祉のネットワークの構築を目指します。

○ 地域包括ケアシステムの推進

・高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、地域の社会資源を効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。高齢者だけでなく、障がいのある人やその他の支援を必要とする人も対象とし、保健・医療・福祉等のサービスを包括的・継続的に提供できる体制づくりを推進します。

○ 包括的な支援体制の整備

・「くらしの相談窓口（総合相談窓口）」を中心に、福祉に関するあらゆる相談に応じ、複合・複雑化した生活課題に対する相談支援を一体的に実施し、本人や世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない包括的な相談支援事業を推進します。

・必要な支援が届いていない相談者に対しては、アウトリーチ（訪問支援）等を通じた継続的な支援を行います。

・複雑化・複合化した事例等に関して、関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施し、地域における重層的支援会議を定期的に開催します。

・生活困窮者自立支援事業、介護・障がい・子どもの相談支援にかかる事業を一体として実施し、分野を超えた参加支援と地域づくりに向けた支援に取り組みます。

基本目標 7 福祉サービス等を適切に利用しよう！

福祉サービスの相談窓口においては、一人ひとりの状況やニーズに応じて、適切なサービス支援へとつなぐ必要があることから、関係機関との連携の強化が必要です。そのために、福祉サービスや制度に関する情報提供は、利用者に配慮した分かりやすい内容であることも必要です。松野町においては、生活支援サービス B の利用者の拡大と町内における制度の定着が課題とされています。地域生活における様々な相談に対応し、福祉サービスや制度を必要とする人が、安心して利用できるよう情報提供を充実するとともに、必要なサービスの利用や適切な支援につなげる体制づくりを進めます。また、関係機関と連携して住民の身近な困りごとの把握に努め、サービス提供体制のより一層の充実を図ります。

1 福祉サービスの充実と利用促進

【町民・地域による主な取組】

【自助】

・どのような福祉サービスや制度があるか、町や社会福祉協議会等が発信する情報を確認しておきましょう。

・福祉サービスについて分からないことは問い合わせ、納得した上で利用しましょう。

・普段から健康づくりに努めるとともに、サービスを利用する際は、適正な量の福祉

サービスを利用するよう心がけましょう。

・福祉サービスについて苦情があるときは事業者へ伝え、解決できないときは身近な相談窓口を活用しましょう。

【互助】

・地域の回覧板をはじめ、様々な機会を活用して福祉の制度やサービスに関する情報を発信します。

・福祉サービスや制度の利用が必要と考えられる人に、相談や話し合いを通じて適切な利用につなげます。

・地域における福祉サービスの提供量や質についての実態の把握に努め、行政や関係機関に情報を発信します。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 福祉サービスの適切な利用促進

・必要に応じて福祉サービスを選択し、適切に利用できるよう、サービス内容について分かりやすい情報提供に努めます。

・社会福祉協議会や自治会、民生委員・児童委員等と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めます。

・新たなニーズや地域の様々な課題に対応した、生活支援や福祉サービスについて検討します。

・高齢者福祉や介護保険、障害福祉サービスや子育て支援サービスなど、個別の計画に基づき適切なサービスの提供に努めます。

○ 生活支援サービスの充実

・生活支援コーディネーターと共に、地域の協議体において「地域交流食堂」や「配食事業」「買い物バス」など、住民による生活支援サービスを充実し、利用者の拡大及び取り組みの充実を図ります。

○ 福祉サービスの質の確保

・サービス提供事業者向けの研修や人材確保を支援し、サービスの質の向上に努めます。

・福祉サービスの利用者やその家族に対する苦情解決方法の周知と、苦情解決体制の充実を図ります。

・福祉サービス第三者評価事業の説明会等を実施し、受審者の増加に努めます。

2 社会保障の充実

平成27年（2015年）4月の「生活困窮者自立支援法」の施行により、生活困窮者に対する相談支援や経済的支援をはじめ、複合的な課題に対する包括的な支援体制の構築が進められています。生活困窮者に対する支援は、経済的援助のみならず、社会との関係の構築や就労の支援、負債の精算など、支援の種類は多岐にわたります。生活困窮者に対し、経済的援助や自立支援を行い、生活保護の適正な実施を図るとともに、生活の安定と生活環境の改善を目指し、関係機関との連携や相談指導体制の充実に努めます。また、子どもの

貧困対策の推進に向けて、子育て支援のための各種手当や制度の周知と理解に努め、経済的負担感の軽減を図ります。さらに、国や県の「子どもの貧困対策」との連携、調整を図り、困難な生活環境にある子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。

国民健康保険事業については、高齢化の進行や医療の高度化などにより、医療費が増加傾向にある反面、対象者の所得水準の低下やそれに伴う徴収率の低下による保険料収入の減少などが課題となっており、財政の健全化を図る必要があります。国民健康保険事業の財政の健全化を図るため、保険料徴収率の向上をはじめ、生活習慣病の早期発見、予防などに努め、医療費の適正化を図ります。

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・ 経済的な悩みや困りごとを抱える人に気付いたら、相談先を紹介しましょう。
- ・ 支援を受ける場合は、適正な量の支援を受けるよう心がけましょう。

【互助】

- ・ 地域の生活課題を話し合う場に参加し、経済的な悩みや困りごとを抱える人の早期発見、早期解決に向けて専門職との連携を図ります。
- ・ 地域で多様な主体が助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ インフォーマルサービスの促進

- ・ 生活困窮や公的な福祉サービスだけでは支援が困難なケースに対応するため、地域におけるインフォーマルサービス（公的サービス以外の非公式な支え合い活動や支援）の促進に取り組みます。

○ 複合的課題への対応

- ・ 地域の関係機関や関係団体をはじめ、各分野の支援機関との間で支援事例等の情報を共有し、連携を進めます。

○ 生活困窮者自立支援制度の推進

- ・ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、生活困窮者を早期に把握し、適切な支援につなげる体制づくりを進めるとともに、生活困窮者自立支援制度に関する広報に努めます。自立相談支援窓口において、生活困窮者の課題を受け止め、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、関係機関と連携しながら各事業を活用・実施し、状態からの脱却を支援します。

○ 子育て世帯への経済的負担の軽減

- ・ 国の制度に基づく保育料の無償化をはじめ、主食費や副食費の免除、児童手当や児童扶養手当など、子育て世帯の生活の安定と次代を担う子どもの健全な育成を目的として、経済的負担の軽減を図ります。

○ 子ども貧困対策の推進

- ・経済的な理由により、生活困難な状態にある子どもやその家庭に気付き、早期の支援を図るため、保育所や学校、民生委員・児童委員等関係機関と連携し、適切に支援が行き届くよう見守り活動の充実に努めます。
- ・子ども貧困対策に関する県の取り組み（「子どもの愛顔応援ファンド」を活用した子どもの居場所づくりなど）との連携に努めます。

○ 国民健康保険事業の健全な運営

- ・国民健康保険料の賦課徴収を行うとともに、特定健康診査などの医療費適正化を促進します。また、関係機関と連携して、医療費抑制に向けた周知事項についての広報に努めます。

基本目標 8 人権を大切にしよう！

一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、あらゆる暴力をなくし、協働して住みやすいまちを実現するために、分かりやすく継続的な意識啓発が必要です。特に、高齢者や障がい者への虐待、児童虐待、配偶者等からの暴力（DV）などの問題が地域で顕在化しており、適切な対応が求められています。そのため、町の広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体を活用して、幅広い年齢層を対象に、人権の尊重やあらゆる暴力を根絶するための意識啓発の推進、学習機会の充実に努め、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

1 人権尊重に向けた啓発の推進

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・普段から隣近所や地域の人への気配りに努め、異変に気付いたら、関係機関へ連絡、通報、又は相談しましょう。
- ・協力を求められたら、可能な範囲で手助けしましょう。
- ・人権の尊重や暴力防止についての学習の機会に、積極的に参加し、理解を深めましょう。
- ・シトラスリボンや人権バッジの意味を知り、活用しましょう。

【互助】

- ・地域住民による見守り活動を促進するため、様々な機会を通じて意識啓発を推進します。
- ・地域で人権について学ぶ機会をつくります。

【行政による主な取組】

○ 関係団体等との連携

- ・人権教育協議会松野支部や人権対策協議会松野支部等の関係団体や人権擁護委員等と連携して、基本的人権が保障される社会の実現を目指します。

○ 人権意識の啓発

・「森の国人権の集い」など講演会や講座等を実施し、人権意識の醸成に向けた啓発や情報提供に努めます。

○ 人権・同和教育の推進

・教育活動全体を通して、児童・生徒の発達段階に応じた系統的、計画的な人権・同和教育を推進します。

○ 暴力防止に向けた啓発

・町の広報紙やホームページをはじめ、様々なメディアを活用して、幅広い年齢層を対象に、あらゆる暴力を根絶するための法律や制度の周知を図るとともに、意識啓発を推進します。特に、DV・性暴力被害者に対する相談・支援体制を強化するため、配偶者暴力相談支援センターや「えひめ性暴力被害者支援センターひめここ（媛CC）」との連携を強化し、講師派遣やパンフレット配布などによる啓発を行います。

○ 暴力防止に向けた学習会等の周知

・県やその他団体等が主催する暴力防止に向けた学習会や研修会への情報を、保育所や学校等へ提供するとともに、町の広報紙やホームページ等の活用により、町民への周知を図ります。

○ 高齢者虐待防止の推進

・地域包括支援センターにおいて、高齢者の権利擁護や虐待防止に向けた取り組みを推進します。町の広報紙やホームページ等を通して、虐待に関する知識の普及をはじめ、民生委員・児童委員、介護保険事業者等の関係機関と連携して虐待の早期発見に努めます。虐待事案については、関係機関と連携し、早急な対応を行うとともに、必要に応じて支援チームや法テラス等へ、事案対処についての相談を行います。また、必要に応じて、高齢者保護のための措置を講じます。

○ 障がい者への虐待の防止

・「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報や啓発活動を行うとともに、関係機関と連携して、虐待の早期発見と未然防止に努め、虐待を受けた障がい者及び擁護者を支援します。

○ 児童虐待防止の取り組み

・保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関と連携し、児童虐待の発生予防及び早期発見、早期対応に努めます。児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、関係機関との連携を強化します。関係機関との連絡会議やケース会議を開催し、要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。

2 包括的な権利擁護の推進

家族等の支援を得ることが困難な認知症高齢者をはじめ、障がい等で判断能力が十分でない人や親亡き後の障がい者等の権利を擁護し、本人の望む生活を続けることができるよう、権利擁護の制度に関する普及に向けた啓発やきめ細かな情報提供、関係機関と連携し

た相談支援の充実などが必要です。

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・人権や権利擁護の重要性、成年後見制度について、町や社会福祉協議会等が発信する情報を入手し、理解を深めましょう。
- ・身近に権利擁護の必要がある人に気付いたら、民生委員・児童委員や町などに連絡しましょう。

【互助】

- ・権利擁護の重要性や制度についての理解を深め、地域の活動に生かします。
- ・地域活動や日常業務において、権利擁護の支援を必要とする人がいたら、民生委員・児童委員や町の相談窓口等へつなぎ、サービスの利用を促します。
- ・地域住民や商店が連携し、認知症高齢者などの安心な暮らしを支える地域の見守りネットワーク「だんだんネット」の組織化を促進します。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 権利擁護の推進

- ・判断能力が十分でない人の権利を守る「福祉サービス利用援助事業」や成年後見制度の周知と利用促進を図ります。
- ・社会福祉協議会と連携し、権利擁護に関する講演会や専門職による相談窓口の充実を図ります。
- ・関係機関と連携して、総合的な権利擁護事業を推進します。

○ 認知症支援体制の整備

- ・認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活ができるよう、認知症の人やその家族を支援する体制を整えるとともに、地域住民の認知症に対する知識の普及に向けた啓発を進めます。
- ・徘徊高齢者 SOS システム（愛媛県オレンジネットワーク）を活用し、徘徊等によって行方不明になる恐れがある高齢者等の情報を事前に登録し、行方不明になった場合に関係機関や団体等が連携して捜索を行います。
- ・認知症サポーター養成講座の開催回数を維持し、参加者数を増やすことで、地域全体で認知症を支える仕組みづくりを推進します。

3 成年後見制度の利用促進（松野町成年後見制度利用促進基本計画）

認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいがあることにより、日常生活や財産の管理等に支援が必要な人を社会全体で支え合うことは、共生社会の実現に向けた課題であり「成年後見制度」は、これらの人たちを支える重要な手段の一つとして位置付けられます。本町は、「松野町成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に包含し、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としていましたが、第2期計画に合わせ令和8年度から令和12年度までの5年間に更新し、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、取り

組みを積極的に推進します。

【行政による主な取組（共助・公助）】

（１）町民への周知・広報

① 成年後見制度の広報・啓発

町民の成年後見制度への関心が高まるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、町の広報紙やホームページをはじめ、SNS等のデジタルツールの活用など、あらゆる機会や手段を活用して分かりやすく周知するとともに、理解を促進し、制度の適切な利用に関する啓発を推進します。

② 相談窓口の周知

町の広報紙やホームページ、ちらしやリーフレット等の配布、SNS等のデジタルツール等を活用し、成年後見制度の相談窓口の場所や機能についての周知に努めるとともに、相談できる窓口の拡充に努めます。

③ 職員等を対象とした制度の理解促進

本町及び近隣市町（宇和島市、鬼北町、愛南町）で構成する「中核機関」において、町職員をはじめケアマネジャー、ソーシャルワーカー、相談支援事業所等を対象とした合同研修会や講演会を開催し、町民に適切な支援ができるよう、成年後見制度の理解を深め、人材の育成に努めます。

（２）支援が必要な人の発見体制づくり

① 支援が必要な人の早期発見

地域全体における見守り体制の強化を図り、財産管理や福祉サービスの利用手続きなどに支援が必要な人の早期の発見に努め、必要な支援につなぐことができる体制の整備に努めます。

② 関係機関と連携した発見体制づくり

日頃の訪問活動をはじめ、地域住民や家族からの相談、社会福祉協議会やケアマネジャー、民生委員・児童委員からの相談など、関係機関と連携した早期発見の体制の整備に努めます。

（３）早期の段階からの相談支援体制の整備

① 早期の相談支援体制の整備

地域住民や支援が必要な人の家族等が、成年後見制度の利用について身近な地域で気軽に相談できるよう、総合相談窓口をはじめ地域包括支援センターの窓口、社会福祉協議会の窓口など、対応する相談窓口の充実に努めます。

② ニーズに応じた支援体制の検討

相談対応に当たっては、本人の意思や心身の状態、生活の状況、個別のニーズ等を把握し、きめ細かな支援体制を検討するとともに、本人らしい生活を守るための制度として運用できるよう、地域の支援体制の構築を推進します。

③ 町長申し立ての実施

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、身近に申し立てる親族がいない場合や申立経費、後見人の報酬を負担できないなど、本人や家族共に申し立てを行うことが難しい人に対して、成年後見町長申し立てを実施します。

④ 後見人等への報酬助成金の交付

申し立て経費や後見人の報酬を負担できない場合など、後見人への報酬を助成する制度（報酬助成制度）を実施します。

（４）本人と後見人を共に支える関係機関との連携による支援体制

① 必要な支援につなぐ機能の強化

関係機関との連携による対応事例の収集などにより、地域全体における見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援につなぐ機能の強化を図ります。

② チームによる支援体制の整備

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じて、後見等開始前は、本人の親族や福祉・保健・医療・地域の関係者が関わり、後見等開始後はこれに後見人が加わり「チーム」として支援する体制づくりを進めます。法的な権限を持つ後見人と、地域の関係者等が連携して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。

（５）地域における協議体づくり

① 地域連携ネットワークによる個別ケースへの対応

成年後見制度に関する専門的な相談への対応や後見の運用方針等について、家庭裁判所との情報交換や調整等に適切に対応するため、個別のケースに対する協議体である「チーム」による対応を図ります。また、地域において、法律や福祉の専門職団体や関係機関がこれらの「チーム」を支援する体制づくりを推進します。各種専門職団体、関係機関の協力、連携の強化等を協議する「協議会」を設置し、個別ケース会議の開催や多職種連携による地域課題の検討、調整、解決を図るための「地域連携ネットワーク」の構築を図ります。

② 中核機関による地域連携・機能強化

本町及び近隣市町（宇和島市、愛南町、鬼北町）で構成する「中核機関」において、様々なケースに対応するため、法律、福祉等の専門知識や地域の専門職等からのノウハウを蓄積し、地域における連携、対応強化の推進役としての役割を担います。

③ 受任者調整（マッチング）等の支援

「中核機関」は、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体及び法人後見を行う法人等と連携し、本人の状況等に応じて、適切な後見人の選定に努める（マッチング）とともに、必要な「チーム」体制やその支援体制を検討する役割を担います。

基本目標 9 人にやさしい地域共生のまちをつくらう！

災害時の避難行動に対する住民のニーズは高く、災害発生時の要援護者対策や避難所設備などの対応、災害時の協力体制など、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりに取り組んでいくことが必要です。また、防災に限らず、防犯や交通安全など、安全で安心な生活環境と地域づくりのためには、住民相互の日頃から顔の見える関係性づくりや見守り活動の重要性についての啓発が必要です。誰もが安全、安心な生活が送れるよう、防災対策をはじめ、日常生活における防犯対策にも引き続き取り組みます。

1 防災・防犯体制の充実

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・日頃から避難場所や避難経路、防災用品を確認しておきましょう。
- ・防災に関する知識を身に付け、水や食糧の備蓄に努めましょう。
- ・地域で実施される防災訓練や防災について学ぶ場に、積極的に参加しましょう。
- ・災害時に避難する際は、隣近所で声をかけ合い、要配慮者の支援に、できる範囲で協力しましょう。
- ・災害時に支援を必要とする人は周囲に情報を発信しましょう。
- ・外出前に近所に声を掛ける、行き交う人と挨拶するなど、声を掛け合うことで犯罪防止に努めましょう。
- ・地域の防犯活動やパトロールに積極的に協力しましょう。
- ・自転車や自動車を運転する際は、交通マナーを守りましょう。

【互助】

- ・日頃から近所と顔の見える関係づくりを心掛けます。
- ・地域の実情に合った防災訓練を実施します。
- ・自主防災組織を整備し、緊急時に対応できる組織・体制づくりに努めます。
- ・ふだんから、配慮の必要な方の見守りや声掛けを行います。
- ・防災講座を開催します。
- ・災害時は、企業や商店は施設や設備をできるだけ地域に開放し、支援活動に協力します。
- ・地域の防災備蓄を確保するとともに、危険な場所、安全な場所の把握に努めます。
- ・青パトによる見守り活動を実施します。
- ・防犯や交通安全活動に、住民が参加しやすい仕組みづくりを検討します。
- ・防犯意識を高める講演会や学習会など、学ぶ機会の充実に努めます。
- ・災害時の要支援者や避難場所について町、関係機関と情報共有を図りましょう。
- ・防犯に関する情報や不審者の情報は行政や警察と共有しましょう。
- ・防災士等が情報共有を図る連絡調整会を開催するなど、質と量を掛け合わせた活躍促進に取り組みます。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 防災意識の啓発

- ・災害時に、住民が的確な判断に基づいて行動できるよう、防災関係機関等と連携し、町の広報紙やホームページ、防災出前講座の開催など、あらゆる手段や機会を活用し、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の醸成を図ります。
- ・町民の防災に関する知識や自助・共助の意識向上、地域の防災力向上に向け、町社協とも連携し、防災講座や自主防災組織に対する助成、災害ボランティア養成講座などを実施し、町民の自主防災意識の向上につなげます。

○ 防災体制の強化

- ・災害時避難行動要支援者への配慮をはじめ、地域の防災対策や避難所の周知、自治会や自主防災組織への支援体制の構築等、住民と協働して計画的な防災体制の強化に取り組みます。
- ・自主防災組織未結成地域への結成促進や愛媛県主催の防災士養成講座を活用した、地域の防災士の育成など、防災リーダーの育成を促進します。
- ・「避難行動要支援者個別避難計画」を作成し、災害時の支援体制づくりを促進します。
- ・福祉避難所の一層の普及促進を図るため、新たな指定の促進や受け入れ体制の強化、住民への周知等に積極的に取り組みます。
- ・災害時の要配慮者の福祉支援を強化するため、避難所等で環境整備や相談対応を行う「災害時要配慮者支援チーム」を拡充するとともに、平時から避難所で介助等を行う福祉人材を募集しマッチングするなど、人的支援体制の強化に取り組みます。

○ 災害時の支援体制の充実

- ・「松野町地域防災計画」「松野町国土強靱化地域計画」に基づき、高齢者や障がい者、子育て家庭等への災害時の情報伝達、避難誘導體制及び避難所生活への配慮をはじめ、迅速な災害復旧・復興体制の整備、応急体制の整備など、総合的な災害対策を推進します。
- ・被災者の心身の負担を軽減し、安心して日常生活を送れるようにするため、健康管理をはじめ、個々の被災者の状況に応じた見守りや生活相談等の支援、仮設住宅等避難生活の場におけるコミュニティづくりの促進など、地域全体で支え合う体制を構築し、一日も早い生活再建に向けた支援に努めます。

○ 防犯対策の推進

- ・特殊詐欺をはじめ高齢者等が被害に遭いやすい犯罪について、ちらしの配布や「防災ラジオ」等、デジタルツールを含む多様な手段を活用した注意喚起、啓発を推進します。
- ・犯罪抑止のために、防犯灯の設置や青色防犯パトロールなど、警察署等関係機関と連携した町民の防犯意識の向上や防犯活動への参加の促進を図るとともに、青少年や子どもを犯罪の被害から守る活動を促進します。
- ・町の広報紙やホームページ、防災ラジオなどを活用し、交通安全の意識を高める啓発を推進します。
- ・交通危険箇所の把握や改善に向けた取り組みを進めます。
- ・「再犯防止推進計画」に基づき、刑務所出所者等の再犯の防止や生活支援を図ります。

2 誰もが暮らしやすい生活環境づくり

高齢者や障がい者、子育て家庭等の社会参加を促進するためには、誰もが利用しやすく外出しやすい道路や施設の整備が必要です。誰もが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設や交通機関、道路等においてユニバーサルデザインの考えに基づくバリアフリー化を推進するとともに、町民の生活に配慮した移動手段の確保や良好な生活環境の整備を図ります。

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・困っている人がいたら、積極的に手助けをしましょう。
- ・外出や移動の際は、互いに協力し合いましょう。
- ・地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。
- ・地域で危険箇所を発見したら、自治会や町に情報を提供しましょう。
- ・「自分にされて嫌なことを人にしない」ことを意識しましょう。
- ・少数派（マイノリティ）の意見にも耳を傾けましょう。
- ・人と人との関わりを大切にするとともに、困っている人や支援が必要な人の良き理解者となり、できることから始めましょう。

【互助】

- ・地域の危険箇所等の把握、点検を行い、改善に取り組みます。
- ・公共交通が利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・隣近所や地域の商店等が協力して、買い物に困っている人への支援を検討します。
- ・商店や企業は、障がい者への配慮に努めます。
- ・放置自転車や通行妨害の解消に努めます。
- ・差別や無視、いじめ等を行わない地域づくりに努めます。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 良好な生活環境の整備

- ・道路や公園など、地域のニーズを踏まえた生活環境の整備に取り組みます。
- ・美化活動など良好な生活環境の保全のために活動している地域住民や関係機関を支援するとともに、若い世代や事業者など多様な主体の参画を促進します。
- ・公園・緑地整備に関する指針等に基づき、公園や緑地等の整備を総合的かつ計画的に推進します。

○ ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・高齢者や障がい者、子どもをはじめ誰もが安全で快適に暮らすことができるよう、公共施設や公園などユニバーサルデザインの考えに基づき、生活空間のバリアフリー化を推進します。公共施設整備においては「バリアフリー法」や「愛媛県人にやさしいまちづくり条例」等に基づき整備を行います。
- ・高齢者や障がい者が安心して外出できるよう、パーキングパーミット制度や「ヘルプマーク」等の普及啓発に努めるほか、身体障がい者補助犬に対する理解を深めます。

○ 移動手段の確保

- ・「松野町地域公共交通計画」を踏まえ、外出支援サービス事業を行うなど、通院や買い物などの際に、誰もが移動手段に不自由さを感じることのない、快適な移動環境の確保に努めます。コミュニティバス・デマンド交通の導入も含め、既存交通網の再編・最適化を図ります。

○ 消費生活の安全確保

- ・松野町消費生活相談窓口において、関係機関と連携し、消費者講座の開催や学校教育、生涯学習の場における消費者教育を推進するとともに、消費者トラブルの未然防止に努めます。
- ・認定司法書士による多重債務整理相談をはじめ、相談窓口や法律相談日の周知を図り、消費生活の安全を確保します。

○ 住宅確保要配慮者等への居住支援

- ・公営住宅の計画的な整備をはじめ、愛媛県居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者への居住を支援するとともに、セーフティネット住宅への登録を促進します。不動産関係団体・業者との連携不足によるセーフティネット住宅の登録の少なさを解消するため、連携を強化します。

○ 地域連携力の強化による持続可能なまちづくり

- ・少子高齢化及び核家族化により地域のつながりが希薄化する中、子どもや高齢者、障がい者など、様々な主体が交流できる場の拡大により地域の連携力を高め、普段の暮らしにおける支え合いや災害時における自主防災機能など「共助」の機能強化を図ります。また、地域やその文化を支えるため、活躍の場を求めるあらゆる世代の人に対して、移住者のマッチングを促進します。
- ・多文化共生地域づくりを推進し、県民と外国人が互いの文化や習慣を理解できるよう、交流機会の拡充、相談・情報提供体制の整備、日本語学習機会の提供、災害時の外国人支援などを通じて、外国人にとっても暮らしやすい地域づくりを推進します。

○ 高齢になっても健康で生き生きと暮らすことができる健康長寿のまちづくり

- ・保健・医療・福祉・介護・地域が連携し、町民一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を図ります。医療や介護等のビッグデータや ICT、IoT 等時代に即した資源を有効利用し、心や体が元気な町民による地域共生社会の実現を目指します。

3 再犯防止に向けた取組の推進（松野町再犯防止推進計画）

全国の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は上昇傾向にあり、愛媛県の再犯者率は、全国よりも高い状況が続いています。

再犯の要因としては、住居や就労先を確保できないまま出所するケースや貧困、孤立、疾病など社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことなどが挙げられ、出所者に対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい環境づくりが求められています。

本町においても、本項目を「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく「松野町再犯防止推進計画」として位置付け、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。

【町民・地域による主な取組】

【自助】

- ・犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みへの理解を深めましょう。

- ・ 保護司、保護司会等の更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に協力しましょう。

【互助】

- ・ 地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識の啓発に努めます
- ・ 罪を犯した人の立ち直りを支援するため、就労相談や住まいの相談を行います。
- ・ 再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- ・ 保護司が関係機関の窓口として機能し、ハローワークや福祉関係機関、医療機関などに適切につなぐ役割を持つこと。

【行政による主な取組（共助・公助）】

○ 出所者等への生活支援

- ・ 刑務所出所者等に対し、必要に応じて生活困窮者自立支援制度などの支援制度を紹介し、社会生活を営む上で必要な支援を行います。
- ・ 高齢又は障がいにより福祉的な支援等を必要とする矯正施設からの出所者に対し、出所後に福祉サービス等が利用できるよう調整するなど、「愛媛県地域生活定着支援センター」と連携し、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援します。

○ 更生保護サポートセンターとの連携

- ・ 宇和島市、鬼北町、そして本町の保護司が、相談業務などの活動拠点とする「宇和島地区更生保護サポートセンター」と連携し、刑務所出所者等の再犯を防止するために、就労や住居の確保などの支援に取り組みます。

○ コレワーク四国との連携

- ・ 四国4県を中心に刑務所出所者等の雇用に関する相談支援や情報提供を行っている「コレワーク四国」と連携し、刑務所出所者等の就労を支援します。

○ 松山法務少年支援センターとの連携

- ・ 非行などの問題を有する者や、その家族などからの相談に対応するため、「松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所）」と連携して問題解決への支援に取り組みます。

○ 地域の理解促進

- ・ 「社会を明るくする運動強調月間」や「再犯防止啓発月間」（共に7月）などにおいて、町の広報誌やホームページをはじめ、イベントなどの開催を通じて、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、犯罪や非行の防止と、刑務所出所者等の更生に対する地域の理解促進に取り組みます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉を推進するためには、行政や事業者が提供するものだけでは不十分で、住民一人ひとりが地域の主役となり、互いに助け合い、協力し合い、地域が協働で福祉のまちづくりを行うことが不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動する関係組織・団体、ボランティア、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり主体性をもちながら、包括的に取り組むことが重要です。

(1) 町民の役割

住民は、一人ひとりが地域福祉に対して関心を持ち、学び、理解を深めていくことが重要です。そのためには、日ごろからあいさつや声かけ、地域活動への主体的な参加等を通じて、顔の見える関係を築き、支え合い・助け合いの心を育むことが必要です。団塊の世代をはじめとする高齢の人たちは、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域における福祉活動の重要な担い手として、若い世代への継承など人材育成につなげるよう積極的に参画することも大切です。

(2) 地域の組織・団体の役割

町内会・自治会等の地域の活動団体は、組織的に地域福祉を支える基盤となっており、今後はさらに地域での役割が重要となってきます。町民の多様な福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、町民への福祉活動にとどまらず、活動内容の各層への広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されます。また、民生委員・児童委員に関しては、身近な地域における相談相手として、支援を必要とする方の早期発見に加え、町社協や行政等との連携した活動も期待されます。

(3) 福祉サービス事業者の役割

サービス事業者については、サービスの質の確保や従事者の資質の向上、サービス内容の情報提供、利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、町民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域の関係機関や団体と連携し、地域のつながりと支援の輪を広げていくという重要な役割を担っています。それを果たすために、本計画に基づき、地域の福祉活動を担う組織・団体との連携のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進していくことが期待されます。

(5) 行政の役割

行政は本計画の施策・事業を総合的に実施し、地域福祉の推進に取り組みます。円滑な地域福祉の推進のために、町社協や地域活動団体、サービス事業者等と連携・協働し、住民の主体的な活動を最大限に尊重しながら、地域福祉の推進に努めます。また、本計画は福祉部門のみならず、子育て支援、生涯学習やまちづくり部門など、庁内の幅広い事業分野に及ぶため、庁内横断的な連携体制を強化し、複合・複雑化する地域の様々な生活課題に一体的に取り組む体制を整備します。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の実効性を確保するため、定期的に進捗状況の管理と評価を行います。社会情勢の変化や制度改正、本町の現状の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う場合があります。

今回計画改定においては、松野町まちづくり委員会（生活環境・医療福祉部会）学識経験者、社会福祉関係団体、地域住民組織の代表者、女性団体代表等関係行政機関の職員など、多様な分野からの参画により、本計画の進捗状況の報告を受け、地域福祉の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、取り組みへの反映に努めます。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）を実施し、幅広く町民の意見を募ります。PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を通じて、継続的な改善を図りながら、実情に応じた計画推進に努めます。

【PDCAサイクルのプロセスイメージ】

